

議案第四十号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第二十三条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- 一 当該給与支払者の氏名又は名称
- 二 扶養親族の氏名
- 三 その他施行規則で定める事項
- 二 前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第三百七十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。
- 三 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。
- 四 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書

に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第三十一条第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」

に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三十四条の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第三十二条第一項中「および」を「及び」に、「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四十九条中「三千二百九十八円」を「四千六百十八円」に改める。

付則第六条の二中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。

付則第十三条の三を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例）

第十三条の三 区民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第三項で定めるところにより、

当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第十八条の六の二第二項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第十三条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

付則第十四条の四第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項第三号、同条第三項及び同条第五項第三号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の」を「租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の」に、「租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定及び」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十九条及び付則第六条の二の改正規定並びに付則第三条の規定 平成二十二年十月一日

- 二 第二十三条の次に二条を加える改正規定及び次条第二項から第四項までの規定 平成二十三年一月一日

三 第三十一条及び第三十二条の改正規定 平成二十三年四月一日

四 付則第十三条の三の改正規定及び次条第五項の規定 平成二十五年一月一日  
(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十一年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十三条の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第二十三条の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

4 平成二十三年中に新条例第二十三条の三第一項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第二項中「前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書(同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第三百十七条の三の三第一項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例付則第十三条の三の規定は、平成二十五年度以後の年度分の区民税について適用する。

(たばこ税に関する経過措置)

第三条 平成二十二年十月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第四十六条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第六項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者にたばこ税を課する。こ

の場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき千三百二十円

二 新条例付則第六条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき六百二十六円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式による申告書を指定日から起算して一月以内に区長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第六項において「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第八条、第四十八条第二項、第五十条の三第四項及び第五項並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、新条例第四十八条第二項中「前項」とあるのは「港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年港区条例第 号）第五十条の三において「平成二十二年改正条例」という。）付則第三条第二項」と、新条例第五十条の三第四項中「施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式」とあるのは「地方税法施行規

則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「平成二十二年改正条例付則第三条第四項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第五十条の四の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第五十条の三第一項から第三項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。